

養老町立小学校再編準備委員会の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、養老町立小学校再編準備委員会又は専門部会（以下「準備委員会」という。）の会議を公開し、町民にその審議状況を明らかにすることにより、町政の透明性の一層の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 会議の公開基準

準備委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 養老町情報公開条例（平成12年養老町条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

3 公開又は非公開の決定

- (1) 準備委員会の会議の公開又は非公開の決定は、2の基準に基づき準備委員会の長（以下「委員長」という。）が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 準備委員会は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 準備委員会の決定により公開とされた会議であっても、開催ごとの審議事項に2のただし書きに該当する事項が含まれる場合は、委員長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 公開の方法等

- (1) 準備委員会は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 準備委員会は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 準備委員会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

5 会議開催の周知

準備委員会は、公開する会議を開催するに当たっては、おおむね会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を町のホームページへの掲載、町役場前の掲示板への掲示その他適当な方法により、一般に周知するものとする。ただし、緊

急に会議を開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

6 情報提供

準備委員会は、公開した会議の会議録又は会議の結果について、会議資料と併せて当該委員会の庶務を担当する教育委員会事務局教育総務課において一般の閲覧に供することにより、公表に努めるものとする。

7 適用期日等

- (1) この指針は、公表の日から施行する。
- (2) この指針の施行の日（以下「施行日」という。）前において、委員会の会議が会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以後に行われる初回の委員会の会議は、原則として非公開とし、当該会議において以後の会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。